

岩手県告示第488号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 北上市和賀町岩崎新田地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年8月24日から同年12月8日まで
- 3 実施する公共測量の種類 三次元点群測量